

事業承継特別保証のご案内

経営者保証を不要とする「事業承継特別保証」が創設され、令和 2 年 4 月から保証申込受付を開始します。

■事業承継特別保証の概要

項目	内容
申込人 資格要件	つぎの(1)もしくは(2)に該当し、以下の財務要件等を満たす中小企業者 (1) 保証申込受付日から 3 年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和 2 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から 3 年を経過していないもの 【財務要件等】 つぎの①～④すべてを満たす法人 ① 資産超過であること ② EBITDA 有利子負債倍率(※1)が 10 倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと
保証限度額(※2)	有担保:2 億円 無担保:8,000 万円
保証期間	10 年以内 (一括返済の場合は 1 年以内)
対象資金	事業資金 (金融機関プロパー借入の借換も可能) ※借換は事業承継前の借入かつ個人保証を提供している借入に限る。
保証人	徴求しない
責任共有 保証料率 (年)	【通常】 (有担保) 0.32%～1.62% ※当協会独自割引後 (無担保) 0.45%～1.90% 【経営者保証コーディネーター(※3)の確認を受けた場合】 0.20%～1.15% ※【通常】と比べ大幅に軽減
貸付利率 (年)	金融機関所定
申込方法	既に与信取引のある金融機関経由に限る。

※1 EBITDA 有利子負債倍率=(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)

※2 保証限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。また、組合の保証限度額については、別の定めがあります。

※3 **経営者保証コーディネーター**：経済産業省の委託を受けた事業承継ネットワーク事務局に常駐する専門家で、事業承継時の経営者保証解除に係る支援業務を行います。

相談受付中

本保証に関する照会は、与信取引のある金融機関または当協会までお問い合わせください。

<<当協会 お問い合わせ先>>

サポートオフィス	☎06-6260-1730(代)
堺支店	☎072-223-3011(代)
東大阪支店	☎06-6781-9511(代)
門真支店	☎06-6906-2511(代)
千里支店	☎06-6835-3005(代)

<参考：国の経営者保証解除に向けた取組みについて>

本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な政策については、中小企業庁の HP をご覧ください。

中小企業庁 HP：<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm>